

長野県宿泊税活用部会 傍聴要領（案）

1 傍聴の手続き

- （１）活用部会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所又は所属先を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- （２）傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- （１）傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- （２）傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないでください。
- （３）傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないでください。
- （４）その他、部会長の指示に従ってください。

県ホームページへの情報掲載について

時期	掲 載 事 項
活用部会前 おおむね 1 週間	開催概要（日時、場所、会議事項等）を掲載
活用部会後 おおむね 2 週間	審議事項、資料を掲載
おおむね 1 月以内	議事録を掲載